平成２９年（フ）第７号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1222番地８　ベルセゾン204号
債務者　岡部　真子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第６９１号
神奈川県平塚市四之宮４丁目13番43―１号　カームハイツＡ―103号
債務者　柾屋　水年
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７４３号
神奈川県厚木市長谷945番地１　サンハイツ小金105
債務者　櫛野　美和
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４号
神奈川県秦野市菩提154番地の１　ノエルＭⅡ　202号、前住所神奈川県足柄上郡山北町山北2032番地　町営根下住宅19号
債務者　石塚　京子（旧姓沓間）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３６号
神奈川県厚木市上依知500番地１　ハイブリッジⅢ―202、前住所埼玉県入間市東町４丁目１番22号
債務者　桃井　奈美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４５号
神奈川県中郡大磯町国府新宿448番地６、前住所神奈川県平塚市寺田縄158番地の４
債務者　平原　直美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７２号
神奈川県小田原市久野546番地の２　フローレンス小田原　Ａ棟　103号、前住所神奈川県小田原市高田657番地の１　プラムハイツＢ103
債務者　松浦　大輔
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４号
神奈川県厚木市飯山4824番地３
債務者　**廣**瀬　義晴
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７２７号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目10番３号　コーポ尾沢　202号
債務者　田中　孝洋
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７２８号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目10番３号　コーポ尾沢　202号
債務者　田中たづ子（旧姓横溝・関根）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３０号
神奈川県厚木市三田588番地５
債務者　萩原　淳子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５号
神奈川県厚木市飯山1559番地５
債務者　青木　　香
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８０号
神奈川県秦野市堀西973番地の１　堀西スターハイツ　202号
債務者　矢野　尚人
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０１１号
東京都東久留米市滝山６丁目１―15―507
債務者　皆川　弘子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２１号
東京都板橋区南町29―７―101
債務者　飛沢　佳苗
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２４号
東京都府中市府中町２丁目20―13　丸善住宅３―204
債務者　石橋　吾朗
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部